

# 宮城県における公文書の管理に関する条例に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準

令和8年4月1日  
宮城県公文書館

公文書の管理に関する条例（令和7年宮城県条例第45号。以下「条例」という。）に基づく特定歴史行政文書等の利用請求に対する利用決定等について、次のとおり審査基準を定める。個々の案件に係る具体的な判断は、個別の審査の結果に基づき行うものとする。また、本基準は、随時、適切な見直しを行っていくものとする。

なお、この基準において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

## 第1 審査の基本方針

- 1 条例第15条に基づく利用請求に係る特定歴史行政文書等に記録されている情報が、条例第17条第1項に規定する利用制限情報に該当するか否かの判断は、利用決定等を行う時点における状況を勘案して行う。
- 2 個人、法人等の権利利益や公共の利益を保護する必要性は、時の経過やそれに伴う社会情勢の変化に伴い、失われることもあり得ることから、審査において条例第17条第2項の「時の経過を考慮する」に当たっては、国際的な慣行である「30年ルール」（利用制限は原則として文書が作成又は取得されてから30年を超えないものとする考え方）を踏まえるものとし、時の経過を考慮してもなお利用を制限すべき情報がある場合に必要最小限の制限を行うこととする。
- 3 特定歴史行政文書等に記録されている個人情報については、文書の作成又は取得の日から30年以上の一定の期間<sup>※</sup>が経過するまでの間は、現用文書と同一の取扱いとし、当該期間が経過し、個人の権利利益を害するおそれがあると認められなくなった時点で利用制限情報に該当しないと判断することとする。

また、その判断に当たっては、条例第22条第1項に定める手続も活用するものとする。

※ 個人の権利利益を害するおそれがあるかについて検討を行う「一定の期間」の目安については、別表「30年を経過した特定歴史行政文書等に記録されている個人情報について」を参照。
- 4 審査においては、条例第17条第2項により特定歴史行政文書等に付された意

見を参酌することとなる。「参酌」とは、移管元実施機関等の意見を尊重し、利用制限事由の該当性の判断において適切に反映させていくことを意味するものであり、最終的な判断は、宮城県公文書館長（以下「館長」という。）が行う。

## 第2 利用制限情報該当性の判断基準

### 1 条例第17条第1項第1号該当性の判断基準

- (1) 法令秘に関する情報（条例第17条第1項第1号ア〔情報公開条例第8条第1項第1号〕）についての判断基準

本県の情報公開条例の解釈及び運用基準によるものとする。ただし、「法令の趣旨、目的から公開できないと認められる情報」については、時の経過を考慮してもなお利用制限すべき情報であるか審査するものとする。

- (2) 個人に関する情報（条例第17条第1項第1号イ〔情報公開条例第8条第1項第2号〕）についての判断基準

本県の情報公開条例の解釈及び運用基準によるものとする。

- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報（条例第17条第1項第1号ウ〔情報公開条例第8条第1項第3号〕）についての判断基準

本県の情報公開条例の解釈及び運用基準によるものとする。

- (4) 犯罪の予防・捜査等に関する情報（条例第17条第1項第1号エ）についての判断基準

本県の情報公開条例の解釈及び運用基準の解釈〔情報公開条例第8条第1項第4号〕によるものとする。

- (5) 「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」（条例第17条第1項第1号オ）についての判断基準

本県の情報公開条例の解釈及び運用基準の解釈〔情報公開条例第8条第1項第7号〕によるものとする。

なお、「租税の賦課若しくは徴収に係る事務」について、「租税」には、国税及び地方税があり、「賦課」とは、国又は地方公共団体が、租税その他の収入金を取ることをいう。

(6) 「独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」(条例第 17 条第 1 項第 1 号カ) についての判断基準

独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 2 条の適用を受ける企業をいう。)又は地方独立行政法人に係る事業については、企業経営という事業の性質上、その正当な利益を保護する必要がある、これを害するおそれがあるものは利用制限する。ただし、「企業経営上の正当な利益」の内容については、経営主体、事業の性格及び内容等に応じて判断する必要がある、その範囲は、情報公開条例第 8 条第 1 項第 3 号の法人等に関する情報と比べて、より狭いものとなる場合があり得る。

2 条例第 17 条第 1 項第 2 号該当性の判断基準

公文書館が法人等又は個人から寄贈又は寄託を受ける場合には、寄贈者又は寄託者の意向を最大限に尊重することとし、利用の制限についても特段の配慮を行うこととするが、本号に規定する「一定の期間」は、公にすると何らかの支障を生ずるおそれがある有期の期間をいい、公にしないことを無期限に約束するものではない。

3 条例第 17 条第 1 項第 3 号該当性の判断基準

(1) 「原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合」

水濡れ等による固着、虫損、酸性劣化、変色、退色その他の要因により、通常の利用に供した場合、当該特定歴史行政文書等に記録されていた情報、材質、形態についてその原秩序の維持に支障が生じる可能性があるときは、原本の利用を制限することができる。

なお、合理的な費用及び時間で原本の修復を行うことが可能である場合は、利用の制限を行わず、適切な期間をおいて利用を実施するものとする。

ただし、原本を通常の利用に供することにより、法令の規定による管理責務を遂行することに困難を生じる蓋然性が高いもの、例えば国の重要文化財に指定されているもの及びそれに準じるものについては、その原本の利用を制限するものとする。

(2) 「原本が現に使用されている場合」

利用請求に係る当該特定歴史行政文書等の原本が、劣化防止など保存のための措置、適切な利用に資するために必要な調査研究、代替物の作成、展示(他機関への貸出しを含む。)、他の利用請求者による利用等の合理的な理由により使用されている期間など、直ちに当該利用請求に応じることができない期間は、原本の利用を制限することができる。

### 第3 部分利用に関する判断基準

利用請求に係る特定歴史行政文書等について、条例第17条第3項に基づき部分公開をすべき場合に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

#### 1 「容易に区分して除くことができるとき」

- (1) 当該特定歴史行政文書等のどの部分に利用制限に係る情報が記載されているかという記載部分の区分けが困難な場合だけではなく、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合も、部分公開を行わないことができる。

「区分」とは、利用制限に係る情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを概念上区分けすることを意味し、「除く」とは、利用制限に係る情報が記録されている部分を、その内容が分からないように被覆、複写物の黒塗り等を行い、当該内容が分からないようにすることを意味する。

例えば、文章として記録されている内容そのものには利用制限に係る情報は含まれないが、特徴のある筆跡により特定の個人を識別することができる場合には、識別性のある部分を区分して除くことは困難である。また、録音されている発言内容自体には利用制限に係る情報が含まれていないとしても声により特定の個人を識別できる場合も同様である。

- (2) 利用制限に係る情報が記録されている部分を除くことは、複写機で作成したその複写物を黒塗りし再複写するなどして行うことができ、一般的には容易であると考えられる。しかし、特定歴史行政文書等については、条例第14条第1項において、永久に保存することが求められており、その利用についても、当該文書の永久保存を確保する範囲内にとどまると考えられる。

このため、利用制限に係る部分を黒塗りするために原本を複写することを原則とすれば、特定歴史行政文書等が重要文化財に当たる場合や劣化が進んでいる場合は、当該文書を破損させる危険性を防ぐため、本項の「容易」の判断に当たっては、個々の事案ごとに慎重に検討する必要がある。

また、録音、録画、磁気ディスクに記録されたデータベース等の電磁的記録について、利用制限に係る部分とそれ以外の部分の分離が既存のプログラムでは行えない場合は、「容易に区分して除くことができない場合」に該当する。

#### 2 「当該部分を除いた部分を利用させなければならない。」

部分的に公開するに当たり、利用制限に係る部分を具体的にどのように除くかに

については、館長が条例の目的に沿って判断することとなる。すなわち、複写物を作成して利用制限に係る部分を黒く塗るか、ページ全体を被覆するかの方法の選択は、利用制限に係る情報を公開する結果とならない範囲内において、当該方法を講ずることの容易さ等を考慮して判断することとなる。

なお、区分の方法は、文書又は図画であれば、当該特定歴史公文書等の写しを黒塗りする方法によることが原則であるが、この方法では作業に一定の時間を必要とするため、利用請求者の同意があれば、利用制限情報が記載されている範囲を被覆して区分する方法により利用に供することができる。

### 3 「有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。」

「有意の情報が記録されていないと認められるとき」とは、説明責務が全うされるようにするとの観点から、利用制限に係る情報が記録されている部分を除いた残りの部分に記載されている情報の内容が、無意味な文字、数字等の羅列となる場合等公開しても意味がないと認められる場合を意味する。この「有意」性の判断に当たっては、同時に公開される他の情報があれば、これも併せて判断する。

「有意」性の判断は、利用請求者が知りたいと考える事柄との関連によって判断すべきものではなく、個々の請求者の意図によらず、客観的に決めるべきものである。

## 第4 本人情報の取扱いについて

個人識別情報は利用制限情報に該当する（条例第17条第1項第1号イ）が、当該情報の本人が利用請求をした場合については、その例外として、条例第18条の規定に基づき取り扱うことになる。この場合の判断基準は、「第2 条例第17条第1項第1号該当性の判断基準」にかかわらず、個人情報の保護に関する法律等の解釈及び運用基準によるものとする。

なお、仮に当該情報が「本人に係る個人識別情報」であることに加え、「本人以外の個人（第三者）に係る個人識別情報」でもある場合を含め、条例第17条第1項各号に掲げられた場合にも該当する場合には、条例第17条の規定により判断することとなる。

(別表 第1-3関係)

30年を経過した特定歴史行政文書等に記録されている個人情報について

特定歴史行政文書等に記録されている情報	一定の期間 (目安)	該当する可能性のある情報の 種類の例 (参考)
個人に関する情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	50年	ア 学歴又は職歴 イ 財産又は所得 ウ 採用、選考又は任免 エ 勤務評定又は服務 オ 人事記録
重要な個人に関する情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	80年	ア 国籍、人種又は民族 イ 家族、親族又は婚姻 ウ 信仰 エ 思想 オ 伝染性の疾病、身体の障害 その他の健康状態 カ 刑法等の犯罪歴(罰金以下の刑) キ 貧窮、生活扶助等の生活状況
重要な個人に関する情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人又はその遺族の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	110年 を超える適切な年	ア 刑法等の犯罪歴 イ 重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態
<p>(備考)</p> <p>1 「一定の期間」とは、個人の権利利益を害するおそれがあるかについて検討を行う期間の目安を参考として示したものである。本期間の起算日は、当該情報が記録されている特定歴史行政文書等が作成又は取得された日の属する年度の翌年度の4月1日とする。</p> <p>2 「該当する可能性のある情報の種類の例」とは、この表の左欄にいう「個人に関する情報」又は「重要な個人に関する情報」にそれぞれ該当する可能性のある一般的な情報の類型を例示したものであって、特定歴史行政文書等に記録されている情報がこの表のいずれに該当するかについては、当該情報の具体的性質、当該情報が記録された当時の状況等を総合的に勘案して個別に判断するものとする。</p> <p>3 「刑法等の犯罪歴」には、犯罪の被害者の情報を含む。</p> <p>4 「刑法等の犯罪歴(拘禁以上の刑)」の「一定の期間」は110年を目途とする。「重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態」についての判断に当たっては、疾病の程度、医療の状況及び疾病に対する社会の受け止め方等を考慮し、「一定の期間」は140年を目途とする。</p>		